

Title	風雅集撰者に関する問題点
Author(s)	大坪, 利絹
Citation	語文. 1968, 28, p. 15-24
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/68583">https://hdl.handle.net/11094/68583</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 風雅集撰者に関する問題点

### 大坪利絹

仰ぎたく思つて記すのである。

#### 二

和田博士は、列聖全集「皇室御撰解題」中の光厳天皇の解説文に於て、風雅集仮名序の中の、

そもくむかしは、あまつ日つぎをうけて、もゝしきのうち、しげきことわざにまぎれすゝしゝを、いまはちりの外、はこやの山しづかなるすまひをしめながら、なほ天の下方の政をきゝて、つとに起き、夜はにいぬるいとまなし、しかるを、此頃、八の挺乱れし塵もをさまりて、野飼の駒もとりつながら、よもの海あらかりし波も静まりて、船わたしする貢物たえずなりにければ、万の道の衰へ、よものことわざのすたるゝを歎く、これによりて、元久の昔の跡を尋ねて、古き新しきことば、目につき心にかなふを撰び集めて、二十まきとせり。なづけて風雅集といふ。といふ部分に着目せられて、当時仙洞御所に政務を執られて御多忙なりしは、光厳上皇であり、右の序文も光厳上皇の立場に立った書きぶりであるから、光厳院親撰説を打ち出されたのであった。

風雅集の撰者に就いては、後述の如く、古くから花園院の親撰説が唱へられてきたが、和田英松博士が、風雅集仮名序を検討せられた結果、光厳院親撰と考へるべきが至当なる旨提唱せられ、更に、次田香澄博士が、詞書および作者名記載の方式より見て、和田博士説の動かすべからざることを補強立証せられた。<sup>(2)</sup>他に、石田吉貞博士の、当時の根本史料の一たる園太曆を詳細に検討した上での花園院親撰説もあるが、右の説は其後ほぼ学界の通説となつたやうで、近時また次田博士が自説を更に補強せられて、企画監修は花園院とするも、実質的な撰者は光厳院なり、との見解を提示せられるに及んで、<sup>(4)</sup>ますく、有力になつたやうに思ふ。

かくの如く、監修とか実質撰者とか、或いは親撰とかを云々せられるに及んでは、一体「撰者」とは何かといふ、定義がまづ必要とならうが、今この問題には触れない。拙稿は、右の通説に対して、ことさら異を挿むものではないが、ただ以下のやうな条件を考慮に加へても、この通説が成立するものであるか、又以下の如き意見は、問題にするに足らぬものであるか等について、先学の御教示を

が、併し、今少し視点を移して、序文にもある通り「元久の昔の跡」即ち、新古今集や、或いは新古今を規範と仰ぐそれ以降の勅撰集と比較検討してみるといふ立場上よりいへば、この結論は、稍速断にすぎたからひがあるのではなからうか。と云ふのは、後述の如く、この序文の表現形式には特に先行勅撰集たる新古今集および統古今集の影響が強いやうに思はれるからである。

風雅集は言ふまでもなく二条派に対立した京極派の影響が大きい集である。とすれば当然京極派の手に成る先行勅撰集たる玉葉集が参考されるべき筈であった。然るに、勅撰集の完全な形態として、和漢兩序の具備と言ふことを挙げるとすれば、残念な事に、京極派の手に成る最初の勅撰集、即ち玉葉集は失格であった。園太厝貞和二年十一月九日、即ち風雅集竟宴が行はれた日の記事に、

抑序事、近來集偏被略之、隨而玉葉集之時無之、風体中興元始、尤被記子細、可貽志於後代也、而正和撰者為兼卿文盲、伏見院又如此事不及御沙汰、被黙止了、先公即以此事為遺恨之由、常有命、去々年比歎以此事常申入兩院了

とあって、玉葉集も近來の勅撰集と同様、序文は略されてをり、撰者の為兼も文盲なりと、園太厝筆者洞院公賢（この人の朝廷に於ける信望は、関白良基よりも重しと言はれた）<sup>5)</sup>は評したのであった。そして来る勅撰集には序の必要なことを、光嚴院と花園院に申入れてみたのである。従つて風雅集としては、和漢兩序を具備する先行勅撰集として、統古今集さらに新古今集を参考にしたい気持ちのあったことは当然の帰結であつたと考へられる。和漢兩序のみではない、竟宴の儀式にしても、この二集の時のみ行はれ、他集の時は行はれなかつた様子であるし、今日的にみて所謂「筈の上げ下ろし」

的な事まで、微細に伝統を尊重して、元久（新古今）・文永（統古今）の先規格式に従つたらしいことは、園太厝に多く記録せられ、以下にも述べる通りである。

さて、その仮名序を三者比較してみる。

④（新古今）抑昔は五たび譲りし跡を尋ねて天つ日嗣の位に備はり、今はやすみしる名を連れて藐姑射の山にすみかを占めたりといへども、すべらぎは怠る道を守り星の位は政を助けし契を忘れずして、天の下繁きことわざ、雲の上にも変らざりければ……

（統古今）抑神の授けし国をえてよもの海山を心に司り、代を承け保つ位に備りて空行く月日を袖に宿しつ々千々のおきてを為して五年を送りし間、始は雲の帳を掲げて民の煙の絶えざるを喜び、今は霞のほらをしめてもなほ朝政を隔てざればすべらぎの畏き光りも一つにて……

（風雅）抑昔は天つ日嗣を受けて、百敷のうち繁き事業に紛れすぐしを、今は塵のほか藐姑射の山静かなる住まひを占めながら、猶天の下方の政を聞きて、夙に起き夜はに寝る暇無し……即ち、右の各序文を比較すれば自明の通り、和田博士の示された風雅の序文は、（特にその傍線部を比べれば）、当時院政を執られた光嚴上皇の上を述べたものではあるが、他面その表現は、単に新古今や統古今の文飾に倣つたものではないか、といふ見方も成り立たないものでもないであらう。

⑤（新古今）之に由りて右衛門督源朝臣通具大藏卿藤原朝臣有家左近中将藤原朝臣定家前上総介藤原朝臣隆左近少将藤原朝臣雅経らに仰せて、昔今時を別たず、高き卑しき人を嫌はず、目に見えぬ神仏の言の葉も烏羽玉の夢に伝へたることまで広く求め普く

集めしむ……、

よりにて古今後撰の跡を改めず五人の輩を定めてし奉つらしむるなり

その上自ら定め手づから磨ける事は遠く唐土の文の道を尋ねれば浜千鳥跡ありといへども……

〔続古今〕これよりにて古今のあとをあらためず四人の輩を定めらる、いはゆる前内大臣藤原朝臣民部卿藤原朝臣為家侍従藤原朝臣行家左大辨藤原朝臣光俊等なり、これらに仰せて万葉集のうち十代集のほかを弘く記しあまねく求めて各奉つらしむる……

かれこれいづれも分きがたきよりにて新古今の時始め置かれたる跡を取り行ひつ……きのふは心の水清き掟に任せ、けふは麻のなかのよもぎの正しきまことを施して、われと定め手づから整ふるおもむきは深く九つの江にあらふともかかると錦の色は得難く高く五つの岡に拾ふともかゝる玉の光はあらじ……

〔風雅〕之に由りて元久の昔の跡を尋ねて、古き新しき詞、目につき心に適ふを選び集めて……

この⑧の部分に於ても、風雅は光厳上皇の親撰であることが明らかに理解されるし、その表現が、新古今・続古今の先例に倣ってゐることも考へられる。ただこゝで注意されるのは、風雅は新古今・続古今に比べて非常に簡単にしか述べてゐない点であるが、それは風雅がこれら兩勅撰集撰進時のやうな、つまり和歌所寄人とも言ふべき「撰者」の任命形式を踏まなかつた為であらう。新古今と続古今の撰進条件の相似については、既に論があり、又風雅の場合も、公陰、為基、為秀等が「寄人」的任務を帯びたことは論ぜられてゐるが、併しそれが正式のものであれば、この部分に記載せられ

る筈のものである。その記載のないといふことは、風雅集を親撰なされたお方が、その点を強調されようとした意向を暗示するやうな気もするのである。次に注目すべきは、新古今・続古今の場合、極めて明白に、院の「親撰」を示す表現がなされてゐることである。新古今の仮名序は良経作であるが、後鳥羽院の立場で表現されてをり、続古今の仮名序は、前内大臣基家作で後嵯峨院の作に擬せられてをるから、当然それぞれに言ふ、「自ら定め手づから磨ける事」

「われと定め手づから整ふる」は、後鳥羽院親撰、後嵯峨院親撰を言ふことでなければならぬ。一方風雅の場合、仮名序の作者は花園法皇で、光厳上皇の作に擬せて書かれてある。ところでその序には光厳院親撰と言ふことが、新古今や続古今のやうに明白に表現されてゐない。「目につき心に適ふを選び集めて」といふ表現は文脈上より光厳上皇が主語であることは分るのであるが、一面それならばもっと明白に、新古今や続古今の表現のやうに、例へば「ワガ目につき、ワガ心に適ふを、自ら又は、手ツカラ撰び集めて」とでも表現されて然るべきであつたらう。要するに、字面の上には「親撰」といふことが新古今や続古今の如くには表記されてゐないのである。風雅の場合、臣下の撰者名が書かれてゐないのであるから、取り立てて「自ら撰ぶ」といふ表現を使ふ必要がなかつたと言へばそれまでであるが、考へ様によつては、これは光厳上皇の立場で序は書かれながらも、決定的に撰者を光厳院と言ひ切るには、何か躊躇するところがあつた表現とも受け取れないであらうか。花園院はどのお方が、序を作るに當つて新古今や続古今の表現形式を検討なされなかつたとは思はず、それならば何故「みづから」といふ表現をなされなかつたのかといふ点に於て、名実共に光厳院親撰とし

てよいかどうかの御配慮が動いた結果が、いはばこの重要とも言うべき語を用ゐられなかつた理由なのではなからうか。

◎〔新古今〕凡べて集めたる歌二十首二十まき名づけて新古今和歌集といふ……

時に元久二年三月廿六日なむ記し終りぬる

〔続古今〕押し取りて撰べる歌二ち廿まき名づけて続古今和歌集といへり

時に文永二年十二月廿六日なむこの集をしるし終りぬる

大方は夙に起きよはに寝覚めてもいその上ふるのくさくさをひきみつつ、よよの情に止めむが為、みづから辨へ撰べる所……

〔風雅〕……はた巻とせり。名づけて風雅和歌集といふ

時に貞和二年十一月九日になむしるし畢りぬる

このたびかく撰び置きぬれば……

◎の部分も、⑧と略々同様な性格で、風雅が光厳上皇の親撰であることを記してゐるが、しかしさういふ意味からいへば、続古今集こそ一層強い程度で後醍醐院の親撰といはなければならぬであらう。それは◎の表現からして明瞭である。しかしこの点に關しては、和田博士も「皇室御撰題」の後醍醐天皇の解説記事中には、後醍醐天皇の御作としてこの続古今を取り扱つてをられない。因みに言へば、新古今は後鳥羽天皇の項で親撰として加へてゐられるのである。この点でその取扱上、統一性に欠くるのではなからうか。

以上要するに、仮名序の上より言へばこれを三集は、骨子は近似するのであつて、換言すれば、続古今や風雅の序文は、事実に基づいて書かれたのではなくして、先例の表現形式を参考にしたにすぎないのではないかと言ふ疑問も持ち得ることを指摘したかったので

ある。新古今は五人の撰者のえらんだ歌を後鳥羽院が親撰された事実に基<sup>四</sup>づいて序文ができたのであらうが、続古今や風雅は、事実に基づいて書かれたかも知れないが、新古今を手本として単にその形式を襲つたのかも知れないのである。故実先規格式の尊重せられた中世であれば、如上の見方も強ちに的外れでないのではなからうか。

### 三

次に次田博士が、風雅集の詞書および作者名記載方式に着眼されて、和田博士の光厳院親撰説を補強せられた点について考へたい。その要をいへば、

春の御歌の中に、霞

院 御歌

我が心春にむかへる夕ぐれのながめの末も山ぞかすめる  
太上天皇

春の歌の中に

太上天皇

我がながめなに譲りて梅の花桜も待たで散らむとすらむ  
今上御歌

冬の御歌の中に

今上御歌

霜こほる竹の葉分に月冴えて庭しづかなるふゆの小夜中  
等の各歌の詞書について、院即ち花園法皇の御製および今上即ち光明天皇の御製には「御歌の中に、……御歌」とあるが、太上天皇即ち光厳上皇の御製にはただの「歌」とのみあつて敬意表現がない。これは光厳上皇親撰の立場に立つての記載の仕方である、と主張せられたのである。

さて、〔二〕で私は風雅仮名序の書き方は、先行の新古今、続古今の書式を参考にした結果ではなかつたかと疑つたのであるが、この詞書および作者名の記載方法も、先行両集の書式に従つたのではない

かといふ推論は成立するやうである。即ち、新古今に於ては、

433 秋の歌の中に

683 百集の歌の中に

1579 御なやみ重くならせ給ひて後、雪のあしたに

(数字は国歌大観番号、歌句省略)

の如く、太上天皇即ち後鳥羽上皇の御製には敬意表現なく、他の尊貴には敬意表現がしてあって、この例外は無い。又

読古今に於ても、

370 秋の歌の中に

1582 三百首の歌の中に

286 百首の御歌の中に

29 春の御歌の中に

太上天皇

太上天皇

順徳院御歌

今上御歌

とあって、太上天皇即ち後嵯峨上皇の御製には敬意表現がなく、今上即ち龜山天皇および他の尊貴には敬意表現がなされてゐるのである。引用は三・四にとどめたが、この事は、統古今の全部について例外はない。風雅集の場合も例外はない。

もし、次田博士の論法に従ふならば、統古今集は、明らかに後嵯峨上皇親撰とならねばならぬ道理であるが、統古今の後嵯峨院親撰説は極めて少く、甚だしきに至っては風雅集では光厳院親撰説を採用しながら、統古今集では臣下撰者説を採る書も多いのである。もしその論拠が、風雅集の場合、和田・次田両博士の論のみに基づくのであれば、不統一であり、稍速断にすぎたと言へないだらうか。

統古今の撰者に関する古来の説は後述するが、思ふに、統古今集

は、新古今の形式を着実に踏襲し、風雅集はこれ又統古今の形式を着実に踏襲した結果、かくの如きの表現形式をとつたまでであつて、もしそれならば、風雅の場合もその記載方式から直ちに実際の撰者を推定することは問題であらう。なほ形式継承面については次のやうな事実もある。

#### 四

勅撰集の竟宴和歌は、新古今以後の勅撰集では、統古今と風雅の場合が記録されてゐる。群書類従に収載の新古今和歌集竟宴倭歌、および統古今和歌集竟宴倭歌がこれで、他には風雅の場合にもあつた。調査が行屈いてゐないので断定的なことは言へないが、おそらくこの三集の場合（もしあつたとすれど、新統古今集の場合が加へられる）だけに竟宴和歌があつたのではなからうか。とすれば、これは偶然かも知れぬが興味ある事実を導き出すことができるのである。十三代集を調査した結果、竟宴和歌を収載する集は、統古今・統拾遺・玉葉・統千載・風雅・新後拾遺・新統古今の七集である。然してこの中、仮名序真名序の両序を具備する集は、統古今・風雅・新統古今の三集のみである。そしてこの三集は、あたかも申し合せたかの如く、統古今は新古今の竟宴和歌を載せ、風雅は統古今の竟宴和歌を載せ、新統古今は風雅の竟宴和歌を載せるといつた具合に、各々順繰りに両序を有する先行勅撰集の竟宴和歌を載せてゐるのである。これは偶然の結果か、それとも両序を兼有し勅撰集の完全な体裁を具備すると考へ得る先行集の竟宴和歌を順次に収録した結果であらうか。私は多分意識的な収録と考へるのであるが如何であらうか。もしこの考へ方を許していただけるならば、風雅は統古

今を（勿論、統古今を通して新古今を）、統古今は新古今の、形式伝承を強く意識した一証左であると思ふのである。如上、両序を兼有した先行動撰集の竟宴和歌を収録した理由は、伝統尊重意識以外には考へにくい。例へば仮名序しか持たぬ新後拾遺集では、新古今と統古今の竟宴歌を無造作？にとつてゐるが、これは右のやうな意識がうすく、ただ惰性的形骸的にしか竟宴和歌を採録しなかつたのであるとも考へられるのである。

## 五

さて、私は風雅集について仮名序の表現形式、詞書および作者名記載方式、竟宴和歌の採録を通して、先例尊重の結果、実質的撰者はしばらく措いて形式的には、当時院政を執られてゐた光厳院親撰の体裁にしなければならなかつたのであらうといふ推論を、稍強引に進めすぎたかも知れない。そこで今度は視点を變へて、親撰説に關係のある一方の花園院御自身が、文永先例重視をどのやうに扱つてをられるかを考察したい。

〔花園院天皇宸記元亨二年九月十日裏書〕

今夜御使等不入門内。於書者無穢也。而文永常盤井入道之時。御使參庭上之由有所見。又觸穢之時。庭上不忘事。間有先例。猶相尋可一決事歟。

〔同。同年同月十一日〕

十一日。丙午。晴。書進於永福門院。今日葬礼云々。又以資明朝臣奉問永福門院。又勞問右大臣。中宮大夫覺圓僧正等。皆有返事。今日加灸八ヶ所。（五所二、腹二、絶骨二、肩左右）於肩者一昨日雖灸之。更加二十壯。為七十一壯也。今日身固不出外。以

衣裳奉仕之、為灸差上。又入道相国事三ヶ日之内故也。文永之例也。一括弧内、原割書一以下同じ。

〔同。同年同月十三日〕

△前略▽今日国房参庭上。此事雖不審。文永已有例之間如此歟。右は、文永之先例、すなはち後嵯峨院に於ける先例を常に念頭に置き、之を規準となされて諸例を処理なされた資料となし得よう。又引用は略するが、同じ宸記の、元亨二年九月十九日裏書、元亨二年十月廿一日裏書、同年十二月十四日条、等によつて考へるに、花園院は、結果的に見て文永先例の通りになさつてゐない場合でも、一応は必ず文永之先例によつて、一々確かめられてから行はれてゐることがよく分るのである。これを例へば

〔伏見院御記、正應元年十一月廿二日〕

一神膳撤之後御手水事。文永不供之云々。（信濃文永度勤仕陪膳云々、母雖為存日、件日依為遠忌、以此信乃為代官）此事縱文永雖不供之。只被用略儀歟。每度例令供之條勿論之由仰之。

一文永度。御酒灑了之後拍手三度云々。此事采女次第注此由。其外寛平御記有之歟。然而文應有沙汰無之。今度不可有歟之由仰了。凡采女所申條々。文應為此儀云々。為散不審尋前闕白。（文應為當職）之処。采女所申非文應沙汰云々。尤不審事也

の伏見院の、文永先例に対する御態度と比べる時、そこに濃淡のあることが看取されはしないだろうか。

然らば何故に文永先例がかくも当代の規範となつたのか。その理由は、所謂「南北朝」と呼ばれる当時の政情にあつたと思はれる。皇統が両統に分かれる起因は、既に史家に説かるるが如く後嵯峨上皇崩御の際の御遺勅にあるのであらう。「南北」に分岐すれば両統

ともその正統性を主張されることは当然であり、正統性を論ぶ場合、未だ二分されなかった時点をも一つの全くして正しい先例として重視する傾向は、否定できぬことでもあらう。花園院に於てもこれは例外ではなく、何事か儀礼的な式が行なはれる場合、それが正統性に基づくものであるといふ意志表示がなされるべき筈であり、それが文永先規尊重となつて表はれたものであると思ふ。

次に、有職故実の家、洞院公賢に於てもこのやうな意識は同然で、竟宴当日の彼の記録を引用してみたい。

〔園太曆、貞和二年十一月九日〕

晴陰不定、及半更雨降、風雅和歌集撰歌等大略被沙汰寄敷、仍温元久文永之例、被行撰集竟宴之儀也、 $\wedge$ 中略 $\vee$ 又自法皇御方有見聞之御志、及深更者御身体難扶得、相構可早參之旨、女房示仰之、 $\wedge$ 中略 $\vee$ 今日儀大概備進次第了、以文永所見比擬者也……

の如く、文永之先例がその規準となり、以下、前左府参着円座事・読師重参進事・読師講頌事・関白歌次講女房歌事・替燈台事御遊事・竟宴子細事、と儀式の細目に亘つて「文永之先規先蹤」にその範を仰いで儀式が進行したことを公賢は記録してゐる。またこの記述につづいて「撰集竟宴儀」の記録が詳細に留められてゐるが、ここにも、関白参進時の作法とその院司の官職と名、講師の詠歌のこと、関白が講頌人を召すこと、等に於て文永と一々対比し「無一事違乱遂行」せられたことについて、公賢は、花園・光厳両院に對し翌十日に書状を以て喜びを奏上してゐる。如上、見て来た様に、花園院や公賢に於ては、文永の先例尊重の空気が濃厚であつたことは略々想像され得よう。

以上、仮名序、詞書および作者名記載方式、竟宴和歌、竟宴儀式

等を通じて考察した場合、風雅集の体裁形式面は、すべて文永の統古今、さらには元久の新古今が先規になつてゐることは疑問の余地がないやうに思ふ。従つてその形式上は、光厳院親撰の態になつてゐても、それは勅撰集撰進の形式が先規上そのやうにして置かねばならぬからであつて、かりに実際の事情とは幾分異つてゐても、やむを得なかつたのではなからうか。私の疑問は実はこの一点にかゝるのである。次にこの問題は、当然実際の撰者は誰であつたかその検討に進まなければならないが、今その用意はない。ただ従来諸説を概観して、若干私見を述べるところを許していただきたい。

## 六

統古今集の撰者についての所説を採録してゐる近世までの資料で、気づいたものでは次の如きものがある。

- (1) 歌苑連署事書
- (2) 延慶兩側訴陳状
- (3) 代集
- (4) 井蛙抄
- (5) 徹書記物語
- (6) 東野州聞書
- (7) 多喃辨乃異則
- (8) 歌道大意
- (9) 拾芥抄
- (10) 後深草天皇御記
- (11) 増鏡

右のうち、増鏡を除いて、他の書の記述からは、現在の通説である、「後嵯峨院の院宣により、初め藤原為家に、後に基家・行家・光俊・家良（中途死亡）の撰者たちが加はつて撰進された」といふ範圍を出た所説は見出されない。増鏡は、風雅集より一代前の統後拾遺までの各集の撰進についての記録があるが（統後撰はない）、千載集までは古来風体抄に依つたらしく、新古今以後、序のある集即ち新勅撰と統古今は、その撰者についての所説は、各集の序文に依拠してゐる。従つて新古今と統古今の場合は、臣下の撰者のえらんだ歌の中から院が自ら撰び給うたとの記述になつてゐる。又注(12)



の如く児山信一氏が「院御自身も撰歌に関与せられたことが察せられる」と述べられたが、これも序文を理由にしてであった。併し乍ら、後深草天皇御記は統古今寛亨当日の様子が細述されており、ここではつきり臣下撰進の事が述べられてあるから、後醍醐院の場合、後鳥羽院ほどの事はなかったのであらうと思はれる。それは、「今日於大上天皇御在所。可被行撰集寛亨也。朕為内々見物所参也」とあって、後深草天皇は出御なさつてゐるからである。もし「御自撰」であれば、その記述があるであらう。

次に風雅集の撰者についての所説を採録してゐる近世までの資料で、気づいたものでは次の如きものがある。

- (1)井蛙抄 (2)弁要抄 (3)東野州聞書 (4)東野州聞書所収勅撰目録  
(5)詞林拾葉 (6)梨木集 (7)あしわけ小舟 (8)哆喃辨乃異則 (9)拾芥抄 (10)園太曆 (11)統史愚抄所引園太曆目録 (12)圖書寮蔵兼右本風雅集上巻奥書 (13)松平文庫蔵勅撰次第撰者<sup>20)</sup>

さて、井蛙抄では、冷泉殿(為秀)が風雅被撰時、常に花園法皇の御殿に参候した居たとの、頼阿の記述が見られ、花園院が撰進事業を進めてをられたかに見ゆる書きぶりで、後記の(13)と照応する記録である。弁要抄は、撰者名に関する記述は見当らぬが、為秀、玄誓(為基)が、歌を執申した記述がある。東野州聞書では、常縁が畠山持純の許で聞いた頼阿の歌に関する記載があり、「風雅集御自撰の時」と述べてゐるだけで、どなたの御自撰かは明記しないのであるが、その所収する勅撰目録には、「風雅集、花園勅、貞和二年十一月九日、御自撰」とあるから、花園院御自撰のもりなのであらう。下って似雲の詞林拾葉や、茂暉の梨木集、宣長のあしわけ小舟、御杖の哆喃辨乃異則など、すべて花園院親撰説に立ってゐる。

拾芥抄も勿論同説。園太曆は風雅成立過程を知る根本史料であるが、石田博士はここから花園院説を、次田博士は光厳院説を導き出される。つまり両様の説を導き出し得る性格を持つ記録が各々有るわけであるから、一まず棚上げしておく。統史愚抄廿二、康永四年四月十日の条には、「十日甲子。法皇勅撰和歌令書始給者(風雅集也。○園目)」括弧は割書、とある。併し園太曆の目録では、「園太曆第四、康永四年春夏」に正月から六月までを書き上げてあるのであるが、その四月の条は、八日から十四日に飛んでゐてその間の記述はない。康永四年は十月二十一日改元で貞和元年となるのであるが、本文の記事もやはり、八日から十四日に飛んでゐる。この記事に関して、次田博士は「法皇」は目録か抄かの編者の誤認と判断され、また「書始」は「事始」の誤記か誤写と思はれる。』といはれ、井上宗雄氏もこの考へをそのまま引用してをられるが、統史愚抄の編者又は園太曆目録の編者の誤認をいふことは、もう少し慎重であつてもよく、むしろ先入観に捉はれてゐるのではなからうか。とにかく統史愚抄所引園太曆目録では、「法皇」が始められたと記録されてをり、この時点での法皇は花園院である。<sup>22)</sup>

次に、図書寮蔵兼右本風雅集上巻奥書の、「此集者 上皇御自撰也此序者法皇之宸章也清書事依当其撰愆染愚筆仍為書定字様所令成此草也貞和二年十一月一日記之 尊圓」といふ記事であるが、この時点では、風雅集は、序と春上のみができてゐただけで、これを尊圓が書写したのである。これについて次田博士は、『「此草」ともあり、これが公表するものとしてではなく、草稿として書かれたものである』とされ、『原本は自らの練習のために書かれたものであり、奥書はその旨をこつた私記風のものであつて、公表する性

質の文ではないから、その言葉はかへって撰集についての真実を語ってゐると言はなければならない。さうだとすれば、奥書の中に「上皇御自撰」といひ、一方別に「序者法皇之宸草」と言つてゐることは注意すべきである。すなはちこの場合「御自撰」とは公式に言つた言葉ではなく、撰集について事実のままを記したものであり、法皇と対比させて言つてゐることは、上皇と法皇との撰集における分掌を意味したもので、これは上皇が形式上ではなく実際の撰者であることを意味してゐると考へ得る』とされた。併しこゝは、尊圓が、此集は上皇御自撰の体裁だが、序は法皇の宸草だ、と言ふことを私記風に書いたともみて、体裁上はともかく、事實は法皇の関与せられた部分のあることを、むしろ強く主張する書きぶりだとも考へられはしないだらうか。そしてこの奥書は、上皇御自撰、序は法皇、清書は自分といふ風に尊圓が御二方と肩を並べて、自分の清書であることを強調するところに面白味があつて、親撰の事実を示すといふより体裁上をいふ以上のもではないと考へる方が、次のごとき記録と併せて考へる時、穏やかなのではなからうか。

松平文庫蔵「勅撰次第撰者」は為秀の記した歌書類目録である由だが、そこには「風雅集二十卷 当院主動撰云々仮名真名序有之、真実へ花園院御撰也、貞和四年被終篇了」とあるさうで、「真実へ」の語は、風雅集は先規尊重により光厳上皇自撰の形にせられたが、真実は花園院の御自撰なのだ、と為秀自体も認めてゐたことを示す表現でなからうか。更に九州大学蔵の「代々勅撰部立」は、康応元年（貞和の後約四十年）に書かれたものだが、ここにも花園院撰なる事が記されてゐるとのことである。

## 七

新古今集に於ける明月記の如き、撰進過程を詳述する記録が有れば、実際の撰者の推定が可能なのであらうが、風雅集の場合、園太郎と雖も、歌の家の記録ではないから、新古今のやうにはいかぬ。次田博士も御論文「風雅集の形成」に於て、自説を補充せられ種々傍証を提示せられながら、その核心に迫られるのはあるが、新古今に於ける後鳥羽院に比し得る程には、光厳院に関する決定的な確証を提出されるには到つてゐない感じがする。「名義上はもとより実質的にも光厳上皇をもって撰者とするのが適當である」と言ひ切られたが、私は、もう少し詳細な資料が見つかるまでは、それはなほ問題点として残るやうに思ふ。

最初に述べたやうに、拙稿は花園院親撰説を出さうとするものではなく、光厳院親撰説に対して、なほ私のやうな疑問が出し得るのではないか、或いはこの疑問は問題にならぬものであるか、御教示願ひたかつたのである。浅学の故に、資料の読み方に妄断があつたり諸先学の所論を正しく理解しないで拙論を展開した個所も多いと思ふのであるが、非礼の点は深くお詫び申し上げる次第である。

（大阪府立花園高校教諭）

注一 列聖全集、皇室御撰解題、二二七頁

注二 風雅集撰考（国語と国文学第十三卷第十二号）

注三 風雅集御撰考（国学院雑誌昭和十五年九月号）

注四 風雅集の形成（上）（国語と国文学昭和三十八年五月号）

注五 園太郎卷一（太平洋社版）一頁。岩橋小弥太氏解説

注六 家郷隆文氏「続古今和歌集研究」（北海道大学、国語国文研究昭和三十三年四月号）

注七 前掲次田博士論文

注八 統古今集の仮名序の作者については、東野州聞書所引勅撰目錄に「序内大臣、漢序長成卿」と記載されてゐる所から、例へば和歌文学大辞典の解説でも、「冬忠か」とされてきた。確かに公卿補任などを検しても当時の内大臣は冬忠なのであるが、併し、後深草天皇御記文永三年三月十二日の条には「今日於太上天皇御在所。可被行撰集竟宴也。朕為内々見物所参也。ハ中略√被載序也。序草從二位菅原朝臣、長成。仮名序前内大臣、基家。撰者前内大臣入道。民部卿藤原為家卿。右京大夫藤原朝臣。(依為去年儀被任侍從藤原朝臣)入道右大辨光俊朝臣等也。故内大臣家良雖蒙勅。未終其功薨去了。尤不便也。」とあって、仮名序の執筆は前内大臣基家となつてゐる。公卿補任によつても当時の前内大臣は基家であり、しかも竟宴当日「内々見物」のために「所参」の方の記録であるから、この方が正確なものであると考へられる。引用文中の( )は割書。

注九 園太齋卷二(大洋社版)貞和二年十一月九日条「太上天皇秀於漢才、巧於和語、頗卓疎于正和故事、何不令記々乎者、此事御甘心、遂有沙汰、今度被統漢字和字序畢。」

注一〇 小島吉雄先生「新古今和歌集の研究統篇」第一章。

注一一 風雅集国歌大観番号二二五番の歌の詞書は、国歌大観およびその底本の正保四年吉田四郎右衛門尉開板本或いは国歌大系などでは「百首御歌に」と敬意表現になつてゐるが、これは板本系統のミスで、兼右本や静嘉堂文庫などの写本類では「百首歌に」となつてゐて敬意表現はない。

注一二 児山信一氏「新講和歌史」三三三頁には親撰とは言つてゐられないが、院自身も撰歌に関与せられたことが、察せられると言つてをられる。なほ、増鏡も「かの元久のためしとて、一院みづからみかゝせ給へば」と言つてゐる。

注一三 統古今集巻第二十賀歌。一九〇六 一九〇七番歌

注一四 風雅集巻第二十賀歌。二一八三番歌

注一五 新統古今集巻第七賀歌。八〇一 八〇二番歌

注一六 中村直勝博士、日本新文化史「吉野時代」第二章第三節。同博士「

光厳天皇」(淡交新社刊)

注一七 日本歌学大系第八巻、撰集次第。二十頁十五行

注一八 文永三年三月十二日条。列聖全集、宸記集上巻、二六六頁。

注一九 岩波日本古典文学大系「神皇正統記増鏡」頭注による。

注二〇 井上宗雄氏「中世歌壇史の研究南北朝期」四五四、四五五頁

注二一 同右書。四四四頁

注二二 岩橋小弥太氏、「花園天皇」(吉川弘文館人物叢書99)、略御年譜による。

注二三 註4と同じ

注二四 井上宗雄氏、前掲書四五四頁

注二五 同右書。四五五頁